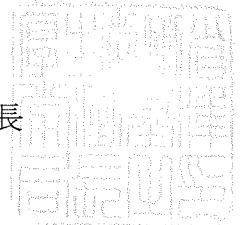


基発 0910 第 5 号
平成 24 年 9 月 10 日

(社)全日本病院協会代表者 殿

厚生労働省労働基準局長



職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言の周知について（協力依頼）

労働基準行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

職場のいじめ・嫌がらせ、いわゆるパワーハラスメント問題については、近年、相談件数が増加を続ける等、社会問題として顕在化しています。

このため、平成 23 年 7 月に、厚生労働副大臣の下に各界の有識者の参集を求めて開催した「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」では、平成 24 年 3 月 15 日に、企業及び労働組合等の組織と、組織で働く労働者に対し、この問題に取り組むことを求める「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめました。

職場のパワーハラスメントは、労働者の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるものであり、この問題を放置すれば、労働者は仕事への意欲や自信を失い、時には、心身の健康や命すら危険にさらされる場合があるものです。

このため、厚生労働省労働基準局では、この問題に取り組む社会的気運を醸成するとともに、広く対策が行われるよう、提言の内容を分かりやすくまとめた周知用資料（別添 1～3）を活用して、標記の周知を実施しております。

また、平成 24 年 10 月 1 日には、この問題の予防・解決に向けたポータル・サイト（URL:<http://no-pawahara.mhlw.go.jp>）を開設する予定です。

貴職におかれましても、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の重要性を御理解の上、貴会が発行される広報誌への掲載などにより、提言の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、御参考までに、周知広報原稿例を同封させていただきます。

パコ ワ ハ ラ つ て ?



みんなでなくそう! 職場のパワーハラスメント

いま、職場のいじめ・嫌がらせが、社会的な問題として顕在化してきています。厚生労働省では、これらの行為を「職場のパワーハラスメント」と呼んで、社会に注意を喚起し、この問題の予防・解決に取り組むことを訴える「提言」を取りまとめました。企業や労働組合は、職場のパワーハラスメント対策に取り組みましょう。また、職場で働く一人ひとりの皆さんも、自分たちの職場を見つめ直し、互いに話し合うことからはじめましょう。

「これって、パワハラ?」と思ったら

まずは、周りの人に相談しましょう。
周りの人と組織は、悩んでいる人を支えましょう。
具体的な取組は、「提言」で紹介しています。

パワーハラスメント 厚生労働省

検索

ポータルサイト・平成24年10月1日開設予定

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

これって パワハラ? ?

机の引き出しを
あさられていた

毎朝、挨拶しても
無視される

自分のことなら、
どう叱る?

そんなつもり
なかつたのに…

隣の部署から
いつも怒鳴り声

もっと
コミュニケーション

回覧物が
自分だけに
回つてこない

厳しく指導したら
誤解された

上司にネクタイを
引っ張られる



みんなでなくそう! 職場のパワーハラスメント

いま、職場のいじめ・嫌がらせが、社会的な問題として顕在化してきています。

厚生労働省では、これらの行為を「職場のパワーハラスメント」と呼んで、社会に注意を喚起し、

この問題の予防・解決に取り組むことを訴える「提言」を取りまとめました。

企業や労働組合は、職場のパワーハラスメント対策に取り組みましょう。

また、職場で働く一人ひとりの皆さんも、

自分たちの職場を見つめ直し、互いに話し合うことからはじめましょう。

ポータルサイト
平成24年10月1日開設予定

あなたの職場は、大丈夫？



「職場のパワーハラスメント」に悩む人が増えています。

「職場のパワーハラスメント」とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性^{*}を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

※上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。
(平成24年1月 職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告より)

例えば、こんな行為

- ① 暴行・傷害（身体的な攻撃）
- ② 齊迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- ③ 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）
- ④ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
- ⑥ 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

- 働く人の尊厳や人格を傷つける許されない行為。
- これを受けた人だけでなく、周りの人、これを行った人、企業にとっても損失が大きい。

「これって、パワハラ？」と思ったら

まずは周りの人に相談しましょう。
周りの人と組織は、悩んでいる人を支えましょう。

悩んでいる方は、まずは、周りの人に相談してください。周りの人も、パワーハラスメントを受けている人がいたら、孤立させずに声をかけてください。

また、企業や労働組合などの組織は、一人ひとりがこの問題に向き合い、互いに支え合えるよう、職場のパワーハラスメントの予防・解決に取り組んでください。

周りの人や組織の具体的な取組については、円卓会議が取りまとめた「提言」で紹介しています。

パワーハラスメント 厚生労働省

検索

個別のご相談は、都道府県労働局、労働基準監督署等の総合労働相談コーナーでも受け付けています。



みんなでなくそう! 職場のパワーハラスメント

いま、職場のいじめ・嫌がらせが、社会的な問題として顕在化してきています。

厚生労働省では、これらの行為を「職場のパワーハラスメント」と呼んで、

社会に注意を喚起し、この問題の予防・解決に取り組むことを訴える「提言」を取りまとめました。

企業や労働組合は、職場のパワーハラスメント対策に取り組みましょう。

また、職場で働く一人ひとりの皆さんも、自分たちの職場を見つめ直し、互いに話し合うことからはじめましょう。

あなたの職場は、大丈夫？

「職場のパワーハラスメント」に悩む人が増えています。

机の引き出しが
あさられていた

毎朝、挨拶しても
無視される

上司にネクタイを
引っ張られる

もっと、
コミュニケーション

回覧物が
自分だけに
回つてこない

厳しく指導したら
誤解された

自分のごどもなら、
どう叱る？

そんなつもり
なかつたのに…

隣の部署から
いつも怒鳴り声



職場のパワーハラスメントとは？

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性*を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

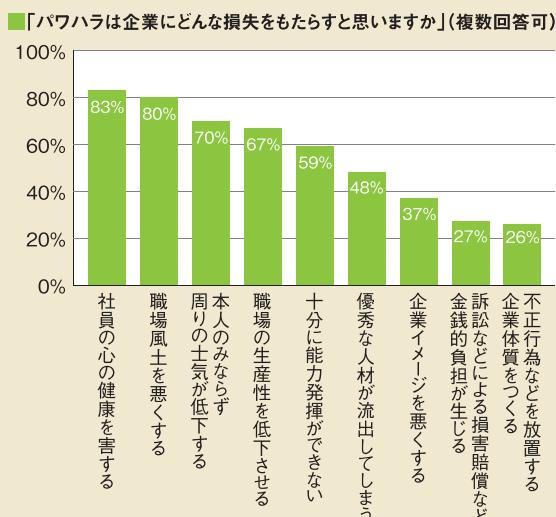
*上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

(平成24年1月 職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告より)

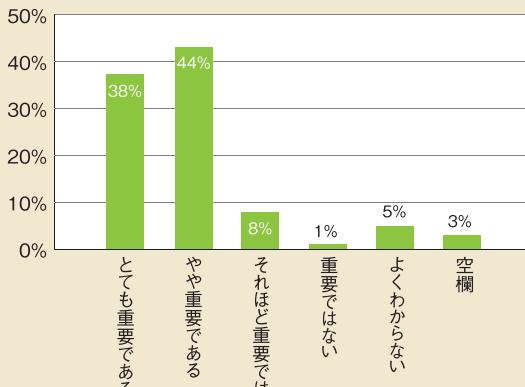
パワーハラスメントで、人も企業もダメージを受けます。

「職場のパワーハラスメント」は、働く人の尊厳や人格を傷つける許されない行為です。

また、これを受けた人だけでなく、周りの人、これを行った人、企業にとっても損失が大きいものです。



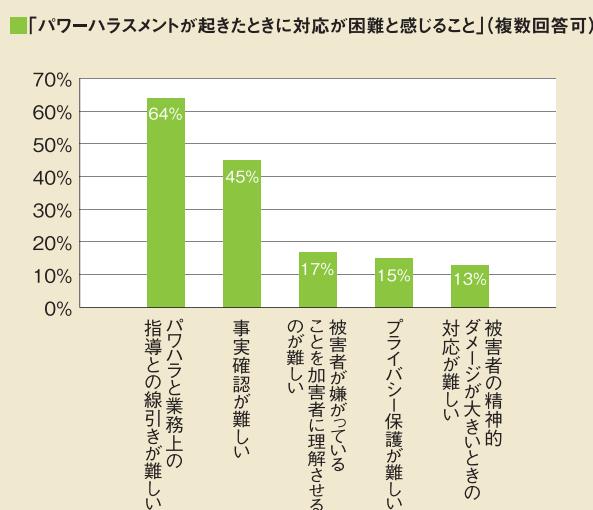
■「パワハラ対策は経営上重要な課題であると思いますか」



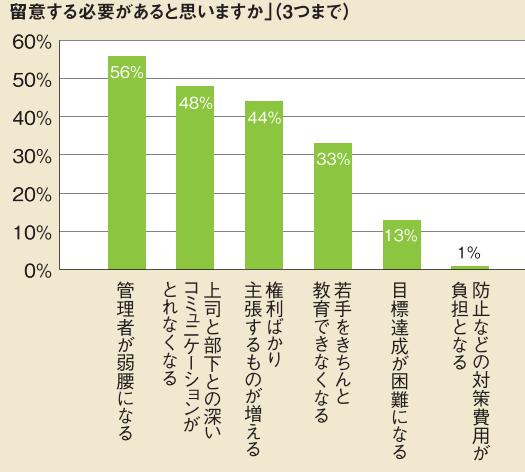
*「パワーハラスメントの実態に関する調査研究 報告書」(中央労働災害防止協会、平成17年3月)を基に作成。本調査では「パワハラ」を、「職場において、職権などの力関係を利用して、相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行い、精神的な苦痛を与えることによりその人の働く環境を悪化させたり、あるいは雇用不安を与えること」と定義して実施。

しかし、何がパワーハラスメントに当たるかの判断はむずかしい。

企業の担当者も、この問題への対応にあたって、業務上の指導との線引きが困難などといった問題意識を持っています。



■「パワハラ問題を取り上げる場合、職場でどのような問題が派生することに留意する必要があると思いますか」(3つまで)



*「使用者の職場環境配慮義務に関する実態調査」(東京都労働相談センター、平成18年2月)を基に作成。本調査では、「パワーハラスメント」を「職場において、職務上の地位や影響力を背景に嫌がらせすること」と仮に定義して実施。

*前出の「パワーハラスメントの実態に関する調査研究 報告書」を基に作成。

職場のパワーハラスメントとは、例えば、こんな行為。

- ① 暴行・傷害(身体的な攻撃)
- ② 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)
- ③ 隔離・仲間外し・無視(人間関係からの切り離し)
- ④ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)
- ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと(過小な要求)
- ⑥ 私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)



【考え方】

①は、業務の遂行に關係するものでも「業務の適正な範囲」に含まれません。
②と③は、原則として「業務の適正な範囲」を超えると考えられます。
④～⑥は、何が「業務の適正な範囲」を超えるかは業種や企業文化の影響を受け、具体的な判断も行為が行われた状況や行為が継続的であるかどうかによって左右される部分があるため、各企業・職場で認識をそろえ、その範囲を明確にすることが望ましいです。

職場のパワーハラスメントをなくすために

企業や労働組合は、予防・解決に向けて取り組みましょう。

予防するために

●トップのメッセージ

組織のトップが、職場のパワーハラスメントは職場からなくすべきであることを明確に示す

●ルールを決める

就業規則に關係規定を設ける、労使協定を締結する
予防・解決についての方針やガイドラインを作成する

●実態を把握する

従業員アンケートを実施する

●教育する

研修を実施する

●周知する

組織の方針や取組について周知・啓発を実施する

解決するために

●相談や解決の場を設置する

企業内・外に相談窓口を設置する、職場の対応責任者を決める
外部専門家と連携する

●再発を防止する

行為者に対する再発防止研修を行う

組織の取組を形だけのものにしないためには、一人ひとりの取組も重要です。

トップマネジメント

こうした問題が生じない組織文化を育てるために、自ら範を示しながら、その姿勢を明確に示すなどの取組を行う。

上司

自らがパワーハラスメントをしないことはもちろん、部下にもさせてはならない。ただし、必要な指導を適正に行うことまでためらってはならない。

職場の一人ひとり

互いを受け止め人格を尊重し合う、理解し協力し合う適切なコミュニケーションをとるよう努力する、問題を見過ごさずに互いに支え合う。

職場のパワーハラスメントを放置すると…

●働く人の心の健康の悪化を招いたり、裁判で責任を問われることもあります。

パワーハラスメントにより、働く人が仕事への意欲や自信を失ったり、心の健康の悪化を招くことがあります。

また、パワーハラスメントを行った本人はもちろん、行為が組織的に行われていたり、社内の問題を放置していたなどの場合には、企業も法的責任を問われることがあります（不法行為責任や安全配慮義務違反など）。

「これって、パワハラ？」と思ったら

まずは周りの人に相談しましょう。

周りの人と組織は、悩んでいる人を支えましょう。

悩んでいる方は、まずは、周りの人に相談してください。周りの人も、パワーハラスメントを受けている人がいたら、孤立させずに声をかけてください。

また、企業や労働組合などの組織は、一人ひとりがこの問題に向き合い、互いに支え合えるよう、職場のパワーハラスメントの予防・解決に取り組んでください。

個別のご相談は、都道府県労働局、労働基準監督署等の総合労働相談コーナーでも受け付けています。

すべての社員は、その家族にとって、
自慢の娘や息子であったり、尊敬されるお父さんやお母さんだったりする。
そんな人たちを、職場のパワーハラスメントで苦しめたりすることあってはいけない。

—職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議で紹介された、ある企業の役員のメッセージ—



「みんなでなくそう！ 職場のパワーハラスメント」

平成24年10月1日ポータルサイト開設予定

厚生労働省の取組

～職場のパワーハラスメントを予防・解決するための環境整備について～

職場のパワーハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つけ、時には、心身の健康や命すら危険にさらすことがあるとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であり、職場からなくしていかなければならないものです。

厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」では、経済界、労働界、有識者の参画を得て、平成24年3月15日に、この問題の予防と解決に向けた提言（「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」）を取りまとめ、公表しました。

円卓会議では、「どのような行為を予防・解決すべきか」といった観点から、職場のいじめ・嫌がらせ、いわゆるパワーハラスメントの概念や行為類型を整理し、こうした行為を「職場のパワーハラスメント」と呼ぶこととしました（見開き左の「職場のパワーハラスメントとは？」及び見開き中央の「職場のパワーハラスメントとは、例えば、こんな行為」参照）。その上で、この問題を職場からなくしていくために、企業や労働組合といった組織が取り組むとともに、一人ひとりにも、それぞれの立場から取り組むことを求めています。取組のポイントは次のとおりです。

企業や労働組合へ	「職場のパワーハラスメントはなくすべきものである」という方針を明確に打ち出すとともに、次の取組例を参考に、できることからはじめ、充実させていく努力が重要。 予防 :トップのメッセージ、ルールを決める、実態を把握する、教育する、周知する。 解決 :相談や解決の場を設置する、再発を防止する。
トップマネジメントへ	こうした問題が生じない組織文化を育てるために、自ら範を示しながら、その姿勢を明確に示すなどの取組を行うべき。
上司へ	自らがパワーハラスメントをしないことはもちろん、部下にもさせてはならない。ただし、必要な指導を適正に行うことまでためらってはならない。
職場の一人ひとりへ	<ul style="list-style-type: none">● 人格尊重:互いの価値観などの違いを認め、互いを受け止め、人格を尊重し合う。● コミュニケーション:互いに理解し協力し合うため、適切にコミュニケーションを行うよう努力する。● 互いの支え合い:問題を見過ごさず、パワーハラスメントを受けた人を孤立させずに声をかけ合うなど、互いに支え合う。
関係団体へ	この提言等を周知し、対策が行われるよう支援することを期待する。

—「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」3.(1)・(2)、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」3.(1)～(3)より—

厚生労働省では、今後、円卓会議での議論を踏まえ、この問題の予防・解決に向けた社会的気運を醸成するための周知・広報と、実態の把握に取り組んでいきます。

このパンフレットをもとに、企業や労働組合の皆さまは、必要な対策に取り組んでいただきますようお願いします。また、職場で働く一人ひとりの皆さまは、自分たちの職場を見つめ直し、互いに話し合うことからはじめましょう。

提言の本文は厚生労働省のホームページに掲載されています。

パワーハラスメント 厚生労働省

検索

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/index.html>

職場のパワーハラスメントを予防・解決していくために

- 職場のパワーハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるものです。
こうした問題を放置すれば、仕事への意欲や自信を失い、時には、心身の健康や命すら危険にさらされる場合があるため、職場からなくしていかなければならないものです。
- 厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」では、この問題に対する労使、さらには一人ひとりの取組を呼びかけるため、平成24年3月15日に、この問題の予防と解決に向けた「提言」を取りまとめました。
- 提言では、「職場のパワーハラスメント」の概念を、次のように整理しています。

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

- その上で、この問題に対し、企業や労働組合といった組織が取り組むとともに、職場の一人ひとりにも、それぞれの立場から取り組むことを求めていきます。
- 提言やその内容をまとめた資料など（下記URL参照）をもとに、組織は必要な対策に取り組むとともに、一人ひとりが自分たちの職場を見つめ直し、互いに話し合うことからはじめましょう。

〈 URL 〉

①提言：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000025370.html>

②提言の内容をまとめた資料：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002d1om.html>

※ 厚生労働省HP内で「パワーハラスメント」と検索することでも閲覧可能です。

③職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けたポータルサイト

(10月1日開設予定)：<http://no-pawahara.mhlw.go.jp>（予定）